

監査委員告示第 2 号



地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定に基づき執行した行政監査の結果を、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 5 年 2 月 28 日

沼田市監査委員 荒井 静雄
同 大島 崇行

1 監査のテーマ

公金外現金の管理について

2 監査の目的

職務の関係上で、団体等の事務局を職員が行い、市の歳入歳出である公金に属さない団体等が所有する現金預金、いわゆる公金外現金を管理している場合があるが、これらの現金については、公金でないことから、地方自治法及び沼田市財務規則の適用がなく、監査委員の財務監査（財政援助団体等監査を除く）や会計管理者の審査の対象外となっている。しかしながら、全国の地方自治体において、公金外現金の紛失や事故は少なからず発生している。

本市では、平成 26 年度に「公金外現金の管理について」をテーマに行政監査を実施しており、この監査結果を踏まえて全庁的な取扱い基準が作成されるなど、適正な事務執行が図られてきたはずであったが、今般、重大事故が発生してしまったことを踏まえ、前回監査以降の管理体制の改善状況等を検証するものである。

3 監査の期日

令和 4 年 9 月 1 日から令和 5 年 2 月 20 日

4 監査の対象

調査時点において、公益団体など各種団体の事務局が本市に置かれ、職務の関係上、職員が当該事務局の現金等（現金、預金及び有価証券をいう。）を管理し、会計事務を所管している全部局とする。

5 監査の方法

以下の着眼点に基づき、あらかじめ「公金外現金の管理に関する調書」の提出を求め、定期監査時に各所管課からの説明を聴取した。なお、調書の内容は、平成 26 年度当時と比較するため、同様の内容としている。

6 監査の着眼点

前回の行政監査指摘事項等を踏まえ、沼田市公金外現金取扱要領（以下「取扱要領」という。）に基づき適正な取扱いが行われているかを主眼に置き、以下の点を重視した。

- (1) 関係団体の事務を取扱う必要性はあるか。また、事務局を市に設置することが会則等で定められているか。
- (2) 通帳及び届出印を別々の職員が管理し、施錠できる金庫等において保管しているか。
- (3) キャッシュカードの有無及び、作成している場合の理由。また、適切に保管されているか。
- (4) 現金は取り扱わないこととしているか。また、やむを得ず取り扱う場合は、施錠できる金庫等で保管し、長期間の保管を避けているか。
- (5) 現金出納簿、収入通知書、支出命令書又はそれに類するものは整備されているか。また、領収書等は適正に保管しているか。
- (6) 出納保管責任者は、定期的（9月、3月）に出納簿及び通帳を確認しているか。
- (7) 団体等における監査は、適切に行われているか。

7 公金外現金の管理状況について

(1) 公金外現金の取扱い状況

各所管課より提出された調書によると、公金外現金の取扱い状況は表1のとおりであり、令和4年度において公金外現金として現金を取り扱っている部局は6部2局の25課支所局であり、取扱い件数は市全体で163件であった。前回、行政監査を行った平成26年度と比較すると、市全体の取扱件数は28件（14.7%）減少している。

また、最も多かったのは市民部69件（42.3%）であり、続いて教育部25件（15.3%）、健康福祉部22件（13.5%）であった。所管別でみると生涯学習課17件、4地区のコミュニティセンター（利南12件、池田14件、薄根15件、川田12件）、社会福祉課11件、白沢支所10件等が多い状況であった。

表1 所管別公金外現金の取扱い状況

所管課名等	団体数	
	R4	H26
総務部	21	36
総務課	1	4
地域安全課	4	2
企画政策課	1	3
白沢支所	10	12
利根支所	5	15
市民部	69	83
市民課	1	2
市民協働課	2	4
利南地区コミュニティセンター	12	14
池田地区コミュニティセンター	14	15
薄根地区コミュニティセンター	15	19
川田地区コミュニティセンター	12	12
白沢地区コミュニティセンター	5	11
利根地区コミュニティセンター	5	3
環境課	3	3
健康福祉部	22	21
社会福祉課	11	11
子ども課	1	1
ぬまた南保育園	1	1
ぬまた東保育園	1	1
川田保育園	1	1
白沢保育園	1	1
利根保育園	1	1
多那保育園	1	1
国保年金課	1	-
介護高齢課	1	1
健康課	2	2

所管課名等	団体数	
	R4	H26
経済部	18	17
産業振興課	6	4
農林課	6	5
観光交流課	6	8
都市建設部	3	3
建設課	1	2
都市計画課	1	0
上下水道整備課	1	1
教育部	25	30
学校教育課	2	10
利南幼稚園	2	-
薄根幼稚園	1	-
生涯学習課	17	18
文化財保護課	1	-
スポーツ振興課	2	2
議会事務局	4	0
農業委員会事務局	1	1
計	163	191

※白沢・利根支所の H26 は旧振興局の数値。

※利南～川田地区コミュニティセンターの H26 は旧公民館の数値。

※白沢・利根地区コミュニティセンターの H26 は旧教育支所と公民館の合算数値。

(2) 団体設立後の経過年数

各団体の設立後の年数は表2のとおりであり、51年以上が54件(33.2%)と最も多く、続いて31年～50年以下の36件(22.1%)であり、設立後30年を超える団体が半数以上(55.3%)であった。

表2 団体設立年月日

年度	項目	10年以下	11～30年以下	31～50年以下	51年以上	不明	計
R4	団体数	10	32	36	54	31	163
	構成比(%)	6.1	19.6	22.1	33.2	19.0	100.0

(3) 規約・会則等の整備状況及び事務局の設置根拠

団体運営の根拠となる規約や会則の整備状況は表3のとおりであり、163団体中114団体(69.9%)は整備されているが、49団体(30.1%)は整備されていない。また、会則等に事務局設置の根拠が明記されている状況は表4のとおりであり、会則等により市が団体の事務局を行う根拠が定められている団体は113団体(69.3%)であり、定めのない団体は50団体(30.7%)であった。

規約・会則等の整備及び、事務局設置の根拠を定める必要性については、平成26年度の監査時でも指摘しているが、規約・会則等が整備されていない団体、事務局設置の根拠が定められていない団体ともに増えており、総体的に見て改善が図られているとは言いがたい状況であった。

表3 規約・会則等の有無

年度	項目	あり	なし	計
R4	団体数	114	49	163
	構成比(%)	69.9	30.1	100.0
H26	団体数	149	42	191
	構成比(%)	78.0	22.0	100.0
比較	団体数	△ 35	7	
	構成比(%)	△ 8.1	8.1	

表4 事務局設置の根拠の有無

年度	項目	あり	なし	計
R4	団体数	113	50	163
	構成比(%)	69.3	30.7	100.0
H26	団体数	143	48	191
	構成比(%)	74.9	25.1	100.0
比較	団体数	△ 30	2	
	構成比(%)	△ 5.6	5.6	

(4) 団体に関する理由

団体に関する理由は表5のとおりであり、最も多かったのは市政の推進団体で109団体(66.9%)であり、続いて施策の補完団体の育成として援助しているが34団体(20.8%)であった。また、その他が20団体(12.3%)あり、主な理由としては上位組織の規定によるもの等であった。

表5 関与する理由

年度	項目	市政の推進団体	施策の補完団体	その他	計
R4	団体数	109	34	20	163
	構成比(%)	66.9	20.8	12.3	100.0
H26	団体数	104	66	21	191
	構成比(%)	54.4	34.6	11.0	100.0
比較	団体数	5	△ 32	△ 1	
	構成比(%)	12.5	△ 13.8	1.3	

(5) 団体の予算規模

団体の予算規模は表6のとおりであり、平成26年度監査時では、10万円超から50万円以下の団体が71件(37.2%)と最も多かったが、令和4年度における団体の予算規模では、10万円以下から500万円以下までの各階層においては、いずれも構成比20%台であり、突出して多い予算規模はなかった。

表6 予算規模

予算規模の範囲	R4		H26		比較	
	団体数	構成比(%)	団体数	構成比(%)	団体数	構成比(%)
～100,000円	35	21.5	25	13.1	10	8.4
100,001円～500,000円	42	25.8	71	37.2	△ 29	△ 11.4
500,001円～1,000,000円	34	20.8	42	22.0	△ 8	△ 1.2
1,000,001円～5,000,000円	46	28.2	44	23.0	2	5.2
5,000,001円～	6	3.7	9	4.7	△ 3	△ 1.0
計	163	100.0	191	100.0		

(6) 補助金の交付状況

市から団体への補助金の交付状況は表7のとおりであり、補助金の交付を受けている団体は62団体(38.0%)、受けていない団体は101団体(62.0%)であった。

表7 補助金

年度	項目	あり	なし	計
R4	団体数	62	101	163
	構成比(%)	38.0	62.0	100.0
H26	団体数	60	131	191
	構成比(%)	31.4	68.6	100.0
比較	団体数	2	△ 30	
	構成比(%)	6.6	△ 6.6	

(7) 職員が援助している団体事務の範囲

市職員が行う団体事務の範囲は表8のとおりであり、会議や行事の開催及び会計処理など全般にわたって団体を援助しているものが155団体(95.1%)、会計処理のみを援助しているものが2団体(1.2%)となっている。

表8 事務の範囲

年度	項目	全般	会計	その他	計
R4	団体数	155	2	6	163
	構成比(%)	95.1	1.2	3.7	100.0
H26	団体数	181	7	3	191
	構成比(%)	94.7	3.7	1.6	100.0
比較	団体数	△ 26	△ 5	3	
	構成比(%)	0.4	△ 2.5	2.1	

※その他(会費の徴収、会議資料の作成・配付等)

(8) 団体事務への従事時間

団体事務への従事時間の状況は表9のとおりであり、年間40時間以下が55団体(33.7%)と最も多く、続いて161時間超で48団体(29.5%)となっている。

表9 事務の従事時間

年度	項目	～40時間	41時間～ 80時間	81時間～ 160時間	161時間～	計
R4	団体数	55	36	24	48	163
	構成比(%)	33.7	22.1	14.7	29.5	100.0
H26	団体数	54	35	37	65	191
	構成比(%)	28.3	18.3	19.4	34.0	100.0
比較	団体数	1	1	△ 13	△ 17	
	構成比(%)	5.4	3.8	△ 4.7	△ 4.5	

(9) 通帳及び届出印の保管状況

通帳及び届出印の保管状況は表10のとおりであり、複数人で分離して保管が最も多く130件(79.8%)であった。続いて、その他が21件(12.9%)であり、内容は、複数人で分離保管しているものの、係長が通帳を保管している例や、通帳と届出印は保管場所を分離しているものの、保管場所の鍵が複数人で管理されていない等であった。

通帳及び届出印の分離保管については、平成26年度の監査時においても指摘しており、その後、取扱要領でも定めていることから、取扱要領に基づく運用がなされていないはずである。しかしながら、出納取扱担当者が保管している例や、課独自の運用を行っている例が未だ存在しており、総体的に見ると改善が図られたとは言いがたい状況であった。特に、出納取扱担当者が保管している12団体については、内部けん制の機能が働いていないことから、早急の改善が必要である。

表10 通帳及び届出印の保管状況

年度	項目	出納取扱担当者	複数分離保管	その他	計
R4	団体数	12	130	21	163
	構成比(%)	7.3	79.8	12.9	100.0
H26	団体数	38	107	46	191
	構成比(%)	19.9	56.0	24.1	100.0
比較	団体数	△ 26	23	△ 25	
	構成比(%)	△ 12.6	23.8	△ 11.2	

(10) キャッシュカードの保有・管理状況

キャッシュカードの保有状況は表11のとおりであり、平成26年度の監査時と比較すると保有団体数は減少しているものの、令和4年度において33団体(20.2%)がキャッシュカードを保有している。

なお、令和4年度において保有しているキャッシュカードの管理状況は表12のとおりであり、23団体において取扱要領に基づき出納保管責任者が保管しているが、3団体は係長保管等となっている他、7団体が出納取扱担当者保管となっている状況であった。なお、係長等が保管している3団体については、取扱要領に基づく運用ではないが、出納取扱担当者との分離保管は図られており、内部けん制の機能は働いていると考えられる。しかしながら、出納取扱担当者が保管している7団体については、内部けん制の機能が働いていないことから、早急の改善が必要である。

表 1 1 キャッシュカードの保有状況

年度	項目	あり	なし	計
R4	団体数	33	130	163
	構成比(%)	20.2	79.8	100.0
H26	団体数	47	144	191
	構成比(%)	24.6	75.4	100.0
比較	団体数	△ 14	△ 14	
	構成比(%)	△ 4.4	4.4	

表 1 2 キャッシュカードの保管状況（令和 4 年度）

項目	出納保管責任者	出納取扱担当者	その他	計
団体数	23	7	3	33
構成比(%)	69.7	21.2	9.1	100.0

(11) 会計事務について

ア、現金出納簿

現金出納簿の作成状況は表 1 3 のとおりであり、全ての団体において作成済みであり、改善が図られている。

表 1 3 現金出納簿

年度	項目	あり	なし	計
R4	団体数	163	0	163
	構成比(%)	100.0	0.0	100.0
H26	団体数	182	9	191
	構成比(%)	95.3	4.7	100.0
比較	団体数	△ 19	△ 9	
	構成比(%)	4.7	△ 4.7	

イ、収入・支出調書

収入・支出調書の作成状況は表 1 4 のとおりであり、調書を作成している団体は 158 団体(96.9%)であった。また、作成していない団体は 5 団体(3.1%)あり、入出金の取扱い件数が少ないことを理由に、文書決裁による決議のみで済ませているものもあった。しかしながら、収入・支出調書については、取扱要領において作成することが定められていることから、件数や金額の多寡に限らず作成する必要がある。

表14 収入・支出調書

年度	項目	あり	なし	計
R4	団体数	158	5	163
	構成比(%)	96.9	3.1	100.0
H26	団体数	160	31	191
	構成比(%)	83.8	16.2	100.0
比較	団体数	△ 2	△ 26	
	構成比(%)	13.1	△ 13.1	

ウ、現金保管の有無及び保管期間

令和4年度における現金保管の有無及び保管期間の状況については表15のとおりであり、現金保管を行っている団体は43団体(26.3%)であり、その内の3団体については1ヶ月を超える期間で保管しており、取扱要領に基づく運用がなされていなかった。

表15 現金保管の有無及び保管期間（令和4年度）

項目	あり(1ヶ月超)	あり(1ヶ月以内)	なし	計
団体数	3	40	120	163
構成比(%)	1.8	24.5	73.7	100.0

エ、出納保管責任者による定期的な出納簿・通帳等の点検（令和4年度）

令和4年度における出納保管責任者による定期的な出納簿・通帳等の点検の実施状況については表16のとおりであり、取扱要領に基づく9月と3月に実施しているものが108団体(66.3%)、毎月実施しているものが3団体(1.8%)であり、併せて111団体(68.1%)については、適切な運用が行われていたが、その他の52団体(31.9%)においては、決算時の年1回、もしくは不定期の実施であり、取扱要領に基づく9月と3月に実施していない状況であった。

表16 出納保管責任者による定期的な出納簿・通帳等の点検（令和4年度）

項目	9月と3月	毎月	不定期	決算時(年1回)	なし	計
団体数	108	3	5	47	0	163
構成比(%)	66.3	1.8	3.1	28.8	0.0	100.0

オ、団体の監事等による監査の実施

団体の監事等による監査の実施状況は表17のとおりであり、令和4年度においては、監査が行われているものが133団体(81.6%)、監査が行われていないものが30団体(18.4%)であった。平成26年度の監査時と比較すると、監査を実施している比率は上昇している。なお、監査が行われていない団体については、規約が整備されていないものや、規約があっても監査に関する規定が定められていないなどの理由であった。

表 1 7 団体の監事等による監査の実施

年度	項目	あり	なし	計
R4	団体数	133	30	163
	構成比(%)	81.6	18.4	100.0
H26	団体数	144	47	191
	構成比(%)	75.4	24.6	100.0
比較	団体数	△ 11	△ 17	
	構成比(%)	6.2	△ 6.2	

8 監査の結果

(1) 公金外現金の取扱い根拠について

公金外現金は、各団体が所有する現金預金等であり、当然のことながら当該団体で出納事務をはじめとする各種事務を行うべきところであるが、市の施策推進上やむを得ず市職員が関与している場合がある。令和2年度には、「市が関与する任意団体について」をテーマに行政監査を実施しており、その中でも指摘しているところであるが、市職員が公金外現金を管理する等、会計事務を行う必要がある場合にあつては、市に事務局を設置し市職員が事務を行うという内容を会則、規則等に定めるなど、その根拠を明らかにしておくべきである。しかしながら、事務局設置の根拠がない団体は、令和4年度において全体の30.7%を占めており、平成26年度の監査時25.1%と比較して増加していることから、事務局設置の根拠について整備されるよう、引き続き強く要望する。なお、事務局を市に置くことが、同時に会計事務を含めたすべての事務を市が行うことにはならず、事務局の体制としては、団体に会計職を置き、その補佐を市職員が行うという方法も積極的に検討すべきである。

また、市が公金外現金を取り扱っている団体は、設立後相当の期間が経過しているものが多いことから、それぞれの団体において当初の目的や事業内容が変化していることも考えられるので、改めて市職員が事務を行うことの必要性を検討するとともに、団体の性質によっては自立を促し、事務を返還することも必要と考える。

(2) 通帳及び届出印の保管状況について

公金外現金に係る預貯金の届出印は出納保管責任者が、預貯金の通帳は出納取扱担当者が保管し、それぞれ金庫及び施錠のできる保管庫に別々に保管しなければならないとしているが、届出印及び通帳をともに出納取扱担当者が保管している例や、通帳と届出印は保管場所を分けているものの、保管場所の鍵が複数人で管理されていないなどが散見された。これらは平成26年度の監査時から比較すると減少しているものの、不適切な運用なので引き続き改善に努められたい。特に出納取扱担当者の保管となっているものについては、内部けん制の機能が働いていないことから、早急に改善すべきである。

(3) キャッシュカードについて

キャッシュカードは33団体(20.2%)が保有しているが、取扱要領ではキャッシュカードは作成してはならないというのが基本であり、例外規定として相当な理由があるときのみ作成することができるとしている。取扱要領施行以前は、金融機関のATMを利用することにより、振替作業などの事務処理において時間節約にも繋がることから、キャッシュカードを作成した例があると思われるが、キャッシュカードは、担当者個人の判断で入出金が可能であることから、不正の原因になりかねず、利便性を理由として保有してきたものも、改めて見直す必要があると思われる。キャッシュカードは、約80%の団体は保有していないのが現状であり、また、テラス沼田への市役所機能の集約等により、一部の出先機関を除いて、キャッシュカードがなくても出納事務への支障は多くないと考えられるので、現在保有しているキャッシュカードについても、要否を再考することを要望する。

(4) 関係諸帳簿の作成について

公金外現金の受払いを明らかにするものとして、現金出納簿及び収入・支出調書の作成状況について調査を行った結果、先ず、現金出納簿だが平成26年度の監査時においては、9団体が作成されていない状況であったが、令和4年度においては全ての団体において作成されていることを確認した。次に、収入・支出調書については、平成26年度の監査時において31団体が作成されていない状況であったが、令和4年度においては作成されていない団体は5団体にまで減少しており、改善が図られたものと推察するが、収入・支出調書においては、少数とはいえ未だ作成していない団体が存在する状況であり、全ての団体において作成されることが急務と考える。また、作成していない団体の状況として、限られた収入支出しかない等の理由により、文書決裁のみで済ませている例もあるようだが、公金外現金として報告がなされている以上、取扱要領に基づいた運用が行われるべきである。

(5) 現金の取扱いについて

公金外現金は、金融機関の預貯金によって管理することが基本であるが、取扱要領では相当な理由がある場合に限り、1ヶ月を限度に現金で保管することができる」と規定しているところである。令和4年度において現金保管を行っている団体は43団体(26.3%)あり、この内の3団体は1ヶ月を超えて保管しているようなので、取扱要領に基づいた運用に改めるなどの検討が必要である。また、1ヶ月以内の保管に留めている40団体についても、現金保管の必要性について、再度検討を望む。

なお、やむを得ず現金を扱わなければならないものがあることも理解できるが、現金管理による運用は不正の原因になりかねず、現金を扱う場合においては、即日処理を徹底し、極力現金を保管しない管理に努め、また、庁内で統一したルールの作成についても検討を望む。

(6) 各所管課における現金出納簿及び預金通帳の確認について

出納保管責任者による年度期間中の現金出納簿・収入支出調書及び預金通帳の照合確認は、平成26年度の監査時においては70.2%の団体が実施されていなかった

ことから、照合確認の必要性と、確認した際の日付の記入及び押印の必要性について報告書で指摘しているところだが、今回の調査では確認の時期に差があるものの全ての団体で照合確認が行われており、一定の改善が図られていた。しかしながら、年1回決算時に実施しているなど、取扱要領に基づく9月と3月に実施していない団体が散見される状況であった。年度途中で照合確認することが事故防止につながるので、取扱要領に基づいて現金出納簿・収入支出調書・預金通帳の照合確認を行うよう努められたい。また、点検日の記入及び押印等の処理を行っている所管が少ない状況も確認した。現状、取扱要領では規定していないが、確認方法の統一化や、確認の証として日付と確認者の記録を残すことも必要と思われるので、再度検討を望む。

また、通帳は必要以上に保有しないことが望ましく、長期にわたり活動を休止している等で、預金残額を繰り越しているのみの通帳は、繰越金を一旦精算して解約、また、複数の通帳で公金外現金を管理している団体は、通帳を一本化するなどについて検討されたい。

(7) 団体等における監査等について

団体監査は、133団体(81.6%)で実施されているが、30団体(18.4%)については、実施されていなかった。団体監査の機能が十分に働いていないことは、公金外現金の運用において事故が発生する要因の一つと考えられるので、団体事務を任せる者、団体事務を任された者の責務として、決算時には団体監査を受けられたい。

9 まとめ

平成26年度の行政監査は、全国の地方自治体において、公金外現金の紛失や事故が少なからず発生しており、それに関係した職員は、懲戒免職等の重い処分を受けている実態があることから、現金、通帳、印鑑の保管が適切に行われているか、団体の会計処理において事故事案が発生しないシステムが構築されているかという点に重点を置き実施したものである。

この行政監査結果報告を踏まえ、平成29年に「沼田市公金外現金取扱要領」が施行されたことにより統一的な処理基準を設けたことは評価されるものであり、同要領に基づく事務の実施により、内部けん制が機能するシステムが構築され、事故事案等の発生しない基盤の確立がなされたものと考えたが、今回立て続けに職員による不適切な事務処理による事故事案が発覚したことは甚だ遺憾とするところである。

公金外現金を取り扱う上での基準となる取扱要領については、前回報告で要望したとおり、事務的負担が多くならないよう配慮した簡便で合理的な会計処理方法であったと考えており、今回の事故事案は、本要領を適切に運用していれば防ぐことができたのではないかと推測する。ただし、全体的に適正な処理がされていたが、一部の団体においては、会計処理や通帳及び印鑑等の管理について改善を要する取扱いが見られたので、今後は項目毎に述べた監査の結果について、あらためて再検討されたい。

以上を踏まえ、今回の事故事案は、当該職員の倫理観の欠如が最大の要因ではあるが、二度とこのようなことが起こらないよう、職員の倫理研修を前提に、特例をつくることなく適切な取扱要領の運用を図るとともに、それぞれの職責に求められる適正

な事務処理の実施に努められたい。

最後に、今回の事故事案は、市の行政運営に対する市民の信頼を大きく損ねることとなった。今後、市は市長をはじめ職員一丸となって再発防止に努め、失った市民の信頼を一刻も早く回復するよう真摯に取り組むことを強く望むものである。